

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 2 3 号

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 7 号中「1 0 , 8 0 0 円」を「1 2 , 2 0 0 円」に改め、同項第 8 8 号中「1 2 , 8 0 0 円」を「1 4 , 5 0 0 円」に改め、同項第 8 9 号中「1 1 , 3 0 0 円」を「1 2 , 8 0 0 円」に改め、同項第 9 0 号中「1 0 , 8 0 0 円」を「1 2 , 2 0 0 円」に改め、同項第 9 1 号中「8 , 9 0 0 円」を「1 0 , 1 0 0 円」に改め、同項第 9 2 号及び第 9 3 号中「1 0 , 9 0 0 円」を「1 2 , 4 0 0 円」に改め、同項第 9 4 号中「9 , 6 0 0 円」を「1 0 , 9 0 0 円」に改め、同項第 9 5 号中「2 , 0 0 0 円以内」を「2 , 5 0 0 円以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。